

## 第15回 議会運営委員会記録

- 1 日 時 平成30年8月20日(月) 午前10時00分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 8名
- |       |      |    |      |
|-------|------|----|------|
| 委員 長  | 高田保則 | 委員 | 宮澤一照 |
| 副委員 長 | 佐藤栄一 | 〃  | 阿部幸夫 |
| 委員    | 渡辺幹衛 | 〃  | 小嶋正彰 |
| 〃     | 岩崎芳昭 | 〃  | 堀川義徳 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 2名
- |     |     |       |      |
|-----|-----|-------|------|
| 議 長 | 植木茂 | 副 議 長 | 横尾祐子 |
|-----|-----|-------|------|
- 7 説明員 0名
- 8 事務局員 3名
- |       |      |     |      |
|-------|------|-----|------|
| 事務局 長 | 岩澤正明 | 主 査 | 齊木直樹 |
| 庶務係 長 | 堀川誠  |     |      |
- 9 件 名
- 1) 平成30年第5回妙高市議会定例会の運営について
  - 2) 全員協議会報告事項について
  - 3) 議会改革について
  - 4) その他

---

○委員長（高田保則） おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。その前にですね、佐藤副委員長、退院後初検診ということで、きょう病院だそうですので遅れるということで連絡がありました。そういうことで、開会の時には欠席ということでお願いしたいと思います。

議長。

○議長（植木茂） 皆さんおはようございます。本当に今年は猛暑で、非常に暑い日が続きましたが、やっと、朝晩ですね、秋らしい気候になってきました。今回はですね、9月定例会の審議運営にいて、皆さんから御審議いただき、また、議会改革についても御審議いただくということで、長時間にわたると思いますが、よろしく願いいたします。

---

### 1) 平成30年度第5回妙高市議会定例会の運営について

○委員長（高田保則） では、1) 平成30年第5回妙高市定例会の運営についてを議題とします。①会期について及び②会期日割りについて一括して事務局の説明を願います。

局長。

○局長（岩澤正明） お手元の資料に基づいて、①会期について及び②議事日程についてです。説明いたします。最初に別添5ページの付議予定案件をごらんください。今定例会に上程される案件となります。

まず条例関係は2件あります。議案第72号、妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定。これは、こども教育課になります。これは、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業等における代替保育要件の緩和、食事提供の特例要件の拡大及び自園調理規定の適用猶予に係る経過措置を延長するため、条例を改正するものであります。次、議案第73号、妙高市体育施設条例の一部を改正する条例議定、生涯学習課。これは、寄付を受けた旧盛田記念体育館を改修し、新井総合公園体育館として使用するため、設置及び管理について、条例に規定を追加するため、条例を改正するものです。30年度予算関係は2件となっております。

次に議案第74号、平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算第4号、個別の項目としましては、住民基本台帳法施行規則の改正に伴い死亡や国内外への転出等の異動情報をマイナンバーカードに反映させるための住民基本台帳システムの改修、国県の平成29年度低所得者介護保険料軽減負担金の額の確定に伴う追加交付、生活保護法の一部改正に伴う基準額等の生活保護システムの改修、防災重点ため池、松山貯水池のハザードマップの作成、市営中川住宅の地震時に倒壊する危険性のあるコンクリートブロック塀の撤去後の復旧工事、住まいのリフォーム促進事業補助金の対象に、地震時に倒壊する危険性のあるコンクリートブロック塀の撤去等の経費を追加するための補助金等の増額、平成28、29年度の国県支出金等の確定に伴う精算について補正を行うものと個別にはこうなっております。

次、議案第75号、平成30年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算第1号については、平成29年度の国県支出金等の確定に伴う精算について補正を行うものであります。

平成29年度決算関係は11件です。議案第76号から86号までの記載のとおりのものであります。

人事案件は追加議案も含め2件です。追加議案1件は後ほど説明いたします。議案第87号、教育委員会委員の任命同意です。9月30日に鈴木委員の任期が満了するため後任委員について議会の同意を得るものです。以上が今定例会の付議予定案件です。

レジメ1ページに、お戻りください。上段①の会期について説明します。告示が8月24日となります。召集日は9月3日です。付議予定案件は、ただいま説明したとおり全部で17件あります。参考までに昨年は20件でした。これらの審議のため、本会議6日、委員会3日とその間の休会含めて16日、合計25日が必要であり、会期は9月3日から9月27日までの25日間としたいものであります。

次に、この会期25日間を前提とした②会期日割りについてですが、7ページ日割り表案をごらんください。9月3日は10時開会、先に9時15分から全員協議会を開催します。まず、決算関係以外、つまり補正予算と条例関係の提案があり、それに対する総括質疑、委員会付託となります。9月6日、7日は、10時から一般質問です。9月11日は、時間を早めて9時30分から決算関係議案の提案があり、それに対する通告による総括質疑があります。一日空きまして、13日は引き続き総括質疑です。質疑の最後に委員会に付託されます。18日、19日、20日は、10時から委員会です。各委員会順は、先般の議運で協議いたしました。18日は総文、19日は建厚、20日は産経でした、このあと再度御確認願います。9月27日は、10時から本会議です。各委員長報告、質疑の後討論、採決となります。また、人事案件について、即決となります。欄外に記載のとおり一般質問通告締め切りは、初日3日前8月29日正午、決算総括質疑締め切りは一般質問初日の前日9月5日午後3時であります。説明は以上です。

○委員長（高田保則） ただいま説明がりましたが、8月24日告示、9月3日召集。付議予定案件は17件。この審議のため、合計25日間を要するというので会期9月3日から9月27日までの25日間としたいものであります。

25日間の会期を前提とした日割りについては、7ページのとおり説明がありました。委員会審査の順番については、前回ですね、お諮りして、決まっておりますが、それを再度確認していただきたいと思います。①の会期と②会期日割りについては何か御意見ございますでしょうか。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） お伺いしたいんですけど、12日休会というのは特に何かの行事が入っているんですか。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） はい。市長の都合ということで、どうしても、その日、市長は抜けられない用事ということでもあります。

○委員長（高田保則） よろしいでしょうか。

○渡辺委員（渡辺幹衛） いいです。

○委員長（高田保則） そのほかにご覧いませんか。ないようですから、お諮りします。①会期、②日割りについては、ただいま説明のとおりすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 御異議なしと認め、会期と日割りについてはこのように決定します。

次に、日割りの委員会審査の順番ですが、先般決定をしていただいておりますが、18日は総務文教委員会、19日は建設厚生委員会、20日は産業経済委員会ということで話し合いをしていただきましたが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） そのとおりに、委員会の開催をしたいと思います。

次に、一般質問の通告締め切りが8月29日正午、決算総括質疑の締め切りが9月5日午後3時までとなっておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 御異議なしと認め、通告締め切りについてはこのように決定します。なお、一般質問及び決算総括質疑の日程割り振りについては、原則として通告順ということですが、議会運営委員会は開催せず委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 御異議なしと認めます。日割りについては、このように取り扱います。

○委員長（高田保則） 一般質問通告者の受付について、事務局の説明をお願いします。

局長。

○局長（岩澤正明） 一般質問の通告受付については、告示日の8時30分から、くじということになっておりますので、そのとおりにお願いしたいと思いますし、あわせて総括のほうにつきましては、特段、開始の時間というのはないんですけども、告示後になるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（高田保則） そのようにお願いいたします。

○委員長（高田保則） 次に、③議事日程と④追加議案について事務局の説明をお願いします。

局長。

○局長（岩澤正明） レジメ③の議事日程と、④追加議案について説明をいたします。レジメの8ページをごらんください。議事日程第1号は9月3日10時からです。日程 第1から第3については記載のとおりということで、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告が予定されております。第3の諸般の報告の中には、専決処分についてということで、また、これについては、全員協議会のときにですね、どんな専決処分がされたかというの

を報告したいとは思いますが、そういうものが予定されております。

次、第4になります。議案第72号、73号は、総務文教委員会へ付託されます。第5、議案第74号、75号、29年度補正予算はそれぞれ所管委員会へ、3委員会ありますので、一般会計については3委員会へ付託。第75号については、建設厚生委員会へ付託ということになります。以上について、総括質疑は議案ごとに3回まで、該当所管委員は質問なし、ということをお願いしたいと思います。

次、9月6日、日程第2号、10時本会議一般質問です。

続いて9月7日、日程第3号、一般質問2日目については、通告人数によってはなくなる可能性があるということです。質問の割り振りについては、先程委員長に一任されました。

9月11日、日程第4号、この日は9時30分開始でお願いします。レジメ9ページごらんください。日程第4は、この順で議案第86号まで提案説明があり、その後通告による総括質疑となります。この日程第4は、13日に延会となった場合はこの議事日程第4号をそのまま議事日程第5号として同じく再度適用されるということになります。すいません、1ページ戻って、8ページへお戻りください

9月13日、日程第5同じく9時30分開始です。通告人数によっては休会となります。

9月27日、最終日の日程第6号。10時開始 委員会付託案件について委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決となります。次に人事案件の提案説明、質疑、採決となります。これは慣例により即決となります。即決のため質疑回数、所管委員会制限はなしということをお願いします。教育委員の選任同意議案の表決は、無記名投票となります。

最後に閉会中の所管事務調査、これは先進地視察、その他通常の閉会中の所管事務調査の議決ということになります。

レジメ2ページへ戻ってください。以上、2ページ、3ページの③議事日程を説明しました。

次、④追加議案についてです。議案第88号、教育長の任命同意についてが、追加提案ということで予定されております。議案の提出予定は、常任委員会の審査後になるということをお聞きしております。この議案の取り扱いについて、提案後に議運を再度開催するのはなく、本日、先程の教育委員の選任同意議案と同様に、最終日での、提案説明、質疑、採決表決、採決方法については、無記名投票と決定していただければなと思っておるところです。説明は以上です。

○委員長（高田保則） ただいま③議事日程と④追加議案について説明がありましたが、これらについて何か質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） ないようですので、お諮りします。議事日程について、追加議案を含めた上でただいま説明のとおりとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 御異議なしと認め、議事日程についてはこのように決定されました。

次に、⑤請願・陳情受付状況と⑥要請の受付状況について説明願います。

事務局長。

○局長（岩澤正明） 本日現在、請願は、ありません。陳情は、2件あります。私学助成の増額を求める意見書、それと、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書に関する陳情が提出されております。私学助成の増額は、総務文教委員会の所管となります。厚生年金への加入については、議会運営委員会の所管となります。⑥の要請についてはありません。以上です。

○委員長（高田保則） 請願、陳情、要請の関係については、説明のとおりです。これらについて何かございますでしょうか。

〔応える者なし〕

○委員長（高田保則） ないようですので、お諮りします。請願、陳情については、ただいまのとおり付託とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 御異議なしと認め、このように取り扱いたします。なお、今後、本会議3日前までに請願等が提出されるものがあつた場合は、議運開催の時間がありませんので、その付託先など取扱いを初日の全協にて議長より報告するというにさせていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） ここで、議運に付託されました、「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書」の審議の日程について、決めたいと思いますが、まず、議会初日に議会運営委員会を開催するか、一般質問開催中に議会運営委員会を開催するか、総括質疑の終わった後にされるか、一応、この辺の3機会ということになると思いますが。  
渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 希望とすれば初日にしていただきたいと思います。

○委員長（高田保則） 他に意見ございませんか。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 私、都市計画審議会の議会代表ということで、都市計画審議会委員になっていますけど、午後2時から予定が入ってるんですけども、その辺の兼ね合いというのはどんなもんですかね。

○委員長（高田保則） 3日ですかね。暫時休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時24分

○委員長（高田保則） 休憩を解いて会議を続けます。一応この問題については、御意見として、まず代表者会議をやったかどうかということで提案がありました。そういうことで代表者会議を9月3日、本会議終了後開催するというように決定をさせていただきます。それまでに各党派でこの年金問題については検討していただきたいと思います。それから議会運営委員会は、7日一般質問終了後開催すると。年金問題について議会運営委員会を開催するというように決定したいと思いますので、よろしく願いいたします。

局長。

○局長（岩澤正明） ⑦のその他の所で一つ説明させていただきたいと思います。常任委員会における決算の審査方法についてになります。すいません。今日、急遽お手元に配布させていただいた資料もあるんですけども。決算の審査方法についてになりますが、これ建設厚生委員会における平成28年度の決算の事業ごとに何があるかというものであります。款項目順、そして事業名が書いてあります。それと右側から二番目のところですね、決算付属資料のページ、決算付属資料に成果説明が書いてあるもの、事業がありますので、その書いてある記載のページが載っております。これ見ていただくと、款項目順に決算書の並びとなっておりますし、決算付属資料も順番となっております。これを見て頂きながら、ちょっと説明したいと思いますが、一般会計の歳出について、委員会においてですね、どのように審査するかというと、これ事務局の案なんですけど、決算書附属書類の掲載の事業ごとに審査を行って、ページあります事業について審査を行っていただいて、そこの掲載外の事業の質疑は概ね項単位ということで、原則決めておいたらどうかと思います。款項目のボリュームがそれぞれ異なっておりますので、それにつきま

しては、委員長と事務局と協議しながら、掲載外事業の質疑を、おさらいですね、おさらいをどの単位でやるかということで、項以外の款、目で行うというようなことはあるかもしれませんが、それについてはあらかじめ決めて委員会、執行部に提示しておけばいいかなというふうに思っております。

そして、歳入についてなんですけれども、歳入については一括行うということにしたらいかなと思っております。歳出時にですね、関連する歳入について審査することはもちろんできるというような取り扱いです。歳出の時に関連して出るのは問題なくて、あらためて、歳出終わったとき、歳入の時については、一括行ってはどうかと思っております。あと、特別会計についてなんです、従来どおり歳入歳出全般について、議員ごとに審査を行うというか、通常通り行ってはどうかというのが、あの事務局の案であります。説明は以上です。

○委員長（高田保則） ただいま、その他の項で、決算委員会での決算質疑のやり方の説明ありました。何かございますでしょうか。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 前回、私、決算付属の資料に決算書のページが入ってくるということで、一応リンクするようにはしてもらったんですけど、流れる的には、昨年の建厚の資料ということであれば、例えば一般会計の支出のことに言えませんが、総務費関連の支出から始めますということで、これはあらかじめですね、やっぱり委員の方々に恐らく決算の附属書類のそのページというか、ここでやるって事なれば、上から順にページを追っかけているらしいんですが、例えば、総務費関係からってことであれば、委員の中で誰かこの附属の8ページのこの犯罪なまちづくりの推進事業をやりたいことがあれば、この事業について、当然あるって方がいらっしゃるんで、その方に振ってですね、でそこでやると。当然、二人、三人いればですね、その事業でいくつかこうあるということで、とりあえずそのページのないとことかですね、諸費とかですね、それと人件費辺りは、いちいちここで聞かなくても、委員の方には、自分でやるところをあらかじめ前の日でもいいんですけども、委員長に、これ私やりますってことで言っておいてもらおうと、そのある奴だけ、やっていかれるってことで、あんまりこう、ありませんかって言って、ありませんって。じゃあ次って、言って、上越みたい一個ずつ全部やっていかななくても、総務費なら総務費で、以上やった中で、他に何かないですかって、ことでおさらいをやっていくような進め方であればですね、深まるし、そんなに時間もかかんないのかなというふうに思うんですが、委員長さん、どんなもんですかね。

○委員長（高田保則） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） まあ、私自身は、あの項目多分多いと思うんで、今、言われたとおり、款ごとって言うんだって、ということでやっていくんですけども、うまく、その時の流れは、委員長に任せてもらいたいってことで、よろしいんじゃないかと思えますけども。いちいち、今からこんな前の日に、こういう質問ないかなって、いちいち集めるわけにもいかんと思えますんでね、それはちょっとないんで、その時にやりたいと思ってんですけど、そういう形で委員長に任せていただけませんか。よろしく願います。

○委員長（高田保則） 今、宮澤委員から話がありました。今回初めてのケースでありますし、どうやっていけば、理想的な質疑ができるかっていうこと、何回か重ねていかないと、なかなか難しいと思うんで、一応各委員会の中で相談してください。そういうことでよろしいと思えますが。

○委員長（高田保則） 佐藤副委員長。

○佐藤副委員長（佐藤栄一） 委員会ごとでやるのはいいんですが、事前に確認委員に承知しておいてもらわなきゃいけないと思うんで、委員会始まるその日じゃなくて、事前に一回、各委員会ごとに集まって、相談する必要があるかと思うんですが。その辺はどのようにすればいいんでしょうか。

○委員長（高田保則） 事前に委員会で相談した方がいいんじゃないか、という佐藤委員の提案でございますが。

堀川委員。

- 堀川委員（堀川義徳） 当然、ある程度、議案配って、自分でですね、これ委員会です、やりたいっていうようなのがある程度決まったってことになれば、初日の一般質問のお昼休みかなんか、どうせ、ご飯食べて30分ぐらいあると思うんで、今回は建設厚生委員会だったら、こんな形で委員会進めて行きますんで、っていうような形で、各委員会ごとに一般質問の初日のお昼にでも集まってもらうような形にしておけばいいんじゃないでしょうか。
- 委員長（高田保則） 暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時35分

---

## 2) 全員協議会報告事項

- 委員長（高田保則） 次に2) 全員協議会報告事項について説明願います。局長。
- 事務局長（岩澤正明） 3ページになります。①議会側全員協議会ですが、9月3日本会議開始前、9時15分からこの委員会室にて開催いたします。請願陳情の付託先、平成29年度議会関係費決算の説明は私がします。本日の議運協議結果、議会改革を含めてということです。あともう一つですね、「フェイスブックによる市議会の情報発信について」というものを考えておまして、それはまた後ほど説明したいと思います。後ほど説明してよいということであれば、全協のほうで説明したいというふうに思います。
- ②執行部側全協についてです。本会議終了後、環境省による国立公園入域料等徴収の実証実験の実施について、環境生活課から報告があります。説明以上です。
- 委員長（高田保則） ただいま説明がありました、何かございますでしょうか。宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） 局長、今の話は全然いいんだけど、あのフェイスブックあるでしょう。それで俺んども、これ出てくんだけど、この妙高市議会議員のプロフィール写真を追加して検索結果によって、上位に表示しようとかさ、訳わからんのいっぱい出てくんだよね。フェイスブックの議会の、フェイスブックに連動してんのかねあれ。
- 事務局長（岩澤正明） 妙高市は、フェイスブックつくってない。
- 宮澤委員（宮澤一照） 議会でフェイスブックつくっているでしょ。
- 事務局長（岩澤正明） まだ議会ではフェイスブックつくってないですね。
- 宮澤委員（宮澤一照） 今、フェイスブックの話しなかったっけ。
- 事務局長（岩澤正明） これから。
- 委員長（高田保則） これから、4) でちょっとやります。
- 宮澤委員（宮澤一照） ごめん、ごめん。

---

## 3) 議会改革について

- 委員長（高田保則） ないようですので、次に3) 議会改革について、本日は平成30年度検討項目の三つ、平成29年度検討項目一つの計四つの項目について、実施方針や確認や協議等を進めていきたいと思っております。まずナンバー1の1、会派代表者会議の運営事項等のマニュアル化について、前回の会議で実施方針を協議しました。その結果を事務局から説明してもらい、最終決定をしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。局長。
- 事務局長（岩澤正明） はい、本日配付しました資料、別冊の方の資料ですね、ナンバー1の1の裏面、(オ)をごらんください。前回の議運の協議結果をまとめました。会派代表者会議の運営事項等のマニュアルの記載は、今後

代表者会議を重ねた上でマニュアルに記載することとし、現段階では現状の会議招集のルールとして議長は必要に応じて会派代表者会議を招集することができる、という規定を会派に関する記載のある議会運営マニュアルの場所に記載することといたします。以上です。

○委員長（高田保則） ただいま説明がありました、御意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 要するに、できる規定ということでマニュアルに載せるということで御理解いただければと思います。今回の決定については、全協で報告することになりますので、御承知願いたいと思います。次にナンバー6の2、議会運営事項に関する全会一致原則のマニュアル化について、前回の会議で実施方針を協議いたしました。その結果事務局から説明願います。局長。

○事務局長（岩澤正明） はい。先ほどの資料の次の資料になります。次のページになります。右上の議運資料1の2になります。議会運営事項の全会一致に関するマニュアルの記載についてですが、全会一致の決定が原則なのか、努力義務なのか、といったところで議論がありました。議会運営事項に関し議運または議運委員長は全会一致となるよう努めることが必要との意見で一致しました。このことから議会運営マニュアルの記載についてなんですが、これも（オ）の欄をごらんください。議会運営委員会における議会運営事項の議決は前回値に努めるものとするという、規定を議会運営委員会の決定ということで、議会運営委員会の記載の場所に追加したいと思います。以上です。

○委員長（高田保則） ただいま説明がありました、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） これで、決定していきたいと思います。今回の決定については、全協で報告することとしたいと思いますので、よろしく願います。

次にナンバー9、一般質問のあり方について、8月1日に研修会を開催いたしました、今後の実施方針を協議いただきます。本日配付しました資料1の3、ナンバー9の（キ）の全協での意見等を踏まえた実施方針をごらんください。一般質問実施後の議員間で評価については、全協での意見や前回の議運での意見等から、実施に疑問の意見もでております。これらの意見を踏まえ、今後どのように一般質問のあり方を議会改革として取り組んでいくか協議したいと思いますので、御意見を伺いたいと思います。この間8月1日の研修結果を踏まえて、それを基本とするか、また再度開催したほうがいいのか、ただ聞きっぱなしがいいのか、評価をしてもらうほうがいいのか、その評価する場合は、どんな方向で評価していくかということが大事だと思いますので、その結果一般質問のあり方について、いい方向に行けば、非常に議会改革も進んでいくんじゃないかということでございますが、どうでしょうか。これでは、全協で評価するとか、議員間で評価するという意見が出たんですが、6月19日の全協の報告では、非常に問題があるということで意見が出ております。どうですか、皆さん。評価方法ですね。

○事務局長（岩澤正明） 評価やる、やらないとかありますね。

○委員長（高田保則） 一つは研修会やって、改革については、議員個人の裁量に任ずという方法も、これも一つだと思います。もう一つは、議員間の評価は、問題があるということですので、それぞれで、もう一つは、第三者機関に評価してもらうという方法もあるかと思うんですね。その辺ですね、議員個人の裁量に委ねると、第三者機関で評価してもらう、この二つだと思うんですが。堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 私もこれ、当然議員が評価するっての非常に難しいというか、やってもあんまり意味がないのかなって気しますし、こないだの研修の中でも、答えはないんだと、ということで私はこう思うんだけど、市長は、こう思うってことで、決して要望や陳情ではないし、答えはないので、例えば提案したものが仮に何年後か形



になったとして、その一般質問がそれが正しかったのかって言うもんでもない。市長がそれを言われたからやったんじゃないで、もともと思っていたのかもしれないってことで、非常に一般質問を評価するってのは難しいですし、あえて言えば、本当、市民の方々が意見交換会もやってますけど、あそこの中でこの人がこういう一般質問したかどうかだったっていうのを聞くとしても、恐らくそこまで聞いてないんじゃないかなと思うんで、これはま評価するってのは私ひとりあえず無理だと思いますし、かといってその質問がこういう意味でやってるんだっていうことを市民の人にわかってもらったその上で、してもらったなら市民の人が関心を持ってもらうためにね、一般質問って、5年、10年先の妙高市のことをやってるんだっていうのを、いうふうにするってことで、非常にこの評価ってことに関しては少なくとも無理だと思いますし、ただやりっぱなし、こないだの研修も聞きっぱなし、個人が聞いて、そのやりっぱなしっていうのも、どうかなと思うんで、何らかの議員が当然もつといるんな研修会なり、個人で受け、会派でやってよくしてかなきゃいけないのはわかるんですが、非常に難しいと思います。評価ってことに関して。

○小嶋委員（小嶋正彰） 評価するとやっぱり評価基準って言いますかね、何を持ってどう評価するかという。評価する人の恣意的なですね、物が入るとかえっておかしくなると思いますので、誰が評価するの、第三者にしてもですね、大学の先生とかですね、それこそ講師を務めるぐらいのレベルの人でないと適切な、ほかの議会もいっぱい見て、それでもって妙高市議会どうだっていうようなですね、大所、高所からの判断してもらわないと、なかなか難しいのかなというふうに思います。そこら辺のところ、やっぱ個人個人、議員一人一人の努力というのが、促すというのがまず第一かなというふうな気がいたします。

○委員長（高田保則） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 私も、議員と議員の中での評価っていうのは非常に難しいな。それよりも、今回の研修はあったんですけども、そういうものを受けながら、質問と質疑の違いってものも、会派の中で勉強していく必要もあるのかなと思いますし、評価って最終的には市民が評価するのが、答えかなという気がする中ではですね、もうちょっともう中で、会派あたり、議員個人の中で勉強していく、そういう中でやっていくのが当面の間ではいいのかなと思います。

○委員長（高田保則） 葵クラブでこれを提案したんですけども、中身は今、岩崎委員の言った内容なんです。もう一つはその会議規則等で決まっています発言の議長の許可を得るっていう、それから、一般質問、質疑については、事前通行規制だと。通告したもので、問題以外は、通告外ということでしてはならないという了解あるわけですよ。その辺の区別といいますか、形式ってありますか、それをきちっと守れば、非常に整然とした理論なるんじゃないかというふうに思うんです。私もそうなんですが、通告のほかに関連、関連、関連で、本題がどこいったかわかんというような質問の、私もやることあるんですが、それはやっぱり現に謹んでいかんきゃいけないという考え方から、一般質問あり方って事でちょっと提案させてもらったんですよ。そういうことで本来、通告外っていうのはどこまでいってのは、大変、議長の判断だと思いますが、議長は質疑をとめるということはできるわけなんで、その辺ですね、質問するほうも通告外の質問はしないということで、いかないとなかなか関連だから、関連だからって、3つ関連すればもう本題がどっか行っちゃうっていう、そういう質問にもなりかねないんで、そういうものやっぱり現にお互いに謹んでいかなきゃいけないかなというに、私自身の反省を踏まえてね、提案させてもらったんですが、その辺ですね。堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） この間の資料、ここにあるんですが研修の中で、いわゆる一般質問のいろはと言いますかね、もったいな質問だとかってのもある程度あるかと思うんで、そういうのは基本中の基本としてやらなきゃいけないし、あとこないだの中で、結局議員一人でできる一般質問のは限度があると。例えば今回みたいな猛暑の中でね、

普通教室にはエアコンがないんだみたいな、いろんな議員が連携して、例えば総文の角度だったり、例えば避難所の角度だったり、って言う形で一人の質問では、限界がある。ただ、議会として、一般質問を何人かでやるということに関しては、非常に執行部側には影響力あるみたいなこと書いてあるので、せっかくこの間の勉強会したんだったら、個人の質問もさることながら、議会として一般質問をまとめて何かやっていくような、もう一つ上のランクまで行ければ一番いいのかなというふうに思ったんで、その辺を今後例えばとりあえず出してみたらあの人と似たような質問になっちゃったって、いうんじゃないくて、やっぱりそうだととしても違う角度からやるって事で、やっぱり事前に一般質問とかそういったの今後は調整してったりすることも必要なのかもしれないですけどね。

○委員長（高田保則） 堀川委員から、議会としてどうかということですが。渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） この間の研修会でも、繰り返されていましたが、ノウハウの問題をね、どうのこうの言たてしょうがないんだ。ノウハウの問題は個人がきちっと身につけてもらって、それは議員間でいろいろ指摘したりなんかするっていうのは難しい面もあるから、会派なんかはそのためにあるんだから、会派の研修なんか腹を割って話をしてもらいたい、そう思います。それとついでだから、関連だから申し上げますけど、質問のノウハウの中にも、お願いしますとか、ありがとうございますとか、そんな余計なことは言わないで、時間は有効に使ってもらいたい。それと今多くの声を上げればという話も出ましたが、そのために会派があるんだから、議会全員でってなるとなかなか難しい問題はありますが、会派で寄ったら、この9月議会では一般質問何にしようとか、それは引き続き最初提案しといてもらって、私がその後補充しますとか、そういうのは会派の力量になるんじゃないかと思しますので、申し上げておきます。ただ、評価を大学の先生が偉いかどうかわからんけど、そんな人に頼むだのなんかじゃなくて、トータルで言えば4年ごとに評価されてるわけですよ。そういう点も自分の認識してないと困っちゃうんだけど、議員は認識して取り組むべきだと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（高田保則） 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員（阿部幸夫） いろんな評価というのはですね、いろんな個人によってですね、もう十人十色ですから、いろいろあるだろうと私も思います。やっぱりさっきから聞いていても、あれですが、これは使い方はやめましようとか、一つのルールっていうものそれはやっぱりきちんと守るということだと思いますので、一般質問の中で、誰が決めるのかって、さっき岩崎委員も言いましたけど、やはり市民がどのような受け止め方をしてくか、というのは私は基本になっていくんじゃないかと思しますし、それもやっぱり十人十色ですから、その人にとってはよかったと言うかもしれませんし、私はそうじゃないということだろうというふうにも思しますので、やっぱりあまり結論、結論、急がないほうがいいんじゃないのかというのが私の意見です。

○委員長（高田保則） この一般質問のあり方、いろんな問題があるわけです。一応議会ですから、ルールっての今阿部委員言ったように、ルールがある訳ですよ。例えば、マニュアルだとか、会議規則だとか、いろいろルールあるんで、その辺を基本的にはルールを守っていくと。もし、ルールが改正が必要だとなれば、またルールを改正していけばいいわけだけでも、現在あるルールをやはり基本的にはみんな厳守するということではいかないと、なかなか難しい問題があると思しますのでその辺ですね、会議での発言については、議長の許可を得なければいけないという会議規則でも、なってますので、その辺は一般質問の当初にやっぱり、議長の許し、許可もらったんだってことは、当然言うべきだと思いますし、通告制ですので、通告外のことは、極力避けるということが、重要だと思うんですよ。確かに関連といえば、関連ですけども、その3つも4つも関連があれば、通告した本題がどこ行ったかわからなくなるような質問も見受けられるような気もしますし、その辺のルールをどれだけ皆さん重視するか、検出するかによって、やっぱ一般質問のあり方というのはだいぶ違うような気がするんですけども、その辺ですね、結論は多分今皆さんがおっしゃったようではないかと思します。これは、何が本当の一般質問なのか、質疑

なのかというのは、これは結論出ないと思いますが、一応の議会のルールに沿ったものでやっていくというのは私は基本じゃないかというふうに思いますので、そんなようなことを守っていけば、今後いい質問なり、質疑になるんじゃないかというふうに思われます。渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今ちょっとその話の中で、二つばかあるんだけど、一つは、一般質問と書いてあるよね。総括質疑じゃないんです。そういう点では、質問と質疑は違います。それは皆さんも頭の中に入れていらっしゃると思うんです。だから、こう本にも書いてあるけど、一般質問は市長の市制を質するのが基本なんですよ。市長が答えるように、質問すべきだと思うんですよ。家では一般質問は市長、答弁書ある、それを読んでもだけのところありますけど、答えてますけど、その後は質疑は各課長が慣例で答えていますから。各課長が答えなければいけないような問題については、やっぱり市長に答えさせるために、通告の中身をはっきりさせておくとか、そういう技術的な問題も必要だと思う。それが一つ。もう一つ、さっきからちょっと何回も繰り返していますが、議長の許しを得なければならぬと、当たり前のお話なんです。それは中身的にはどういうことかと言うと、議長のお許しを得ましたので、これから一般質問しますとっていうことじゃないんだよ。手あげて、議長に指名されなければ、許しなんか得たことにならない、そういう実質的な問題もあるということもまた、頭に入れておいていただきたい。

○委員長（高田保則） ほかにございませんでしょうか。一般質問のあり方、そのルールの問題もありますし、今渡辺委員は中身の問題も言及されていましたが、その辺ですね。私らの質問の仕方にもいろいろ今後工夫が必要だということだと思うんですが。

方向性としては、これっという方向性ではないんですが、今それぞれ委員の皆さんから御意見いただきましたけど、そんな方向で皆さん認識して一般質問を行っていくということですね。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今のこのページの一番下に②また一般質問実施後は議員間で評価を行うことが必要である何とかという話も出てますが、それはまあ会派でやって一人会派もあるけど会派でそういうことを会派で慣例として一人会派もとしてやるように心得ていただいて会派力を高めるようにしていただきたいなと思いますのでよろしくをお願いします。

○委員長（高田保則） 渡邊委員からそういう御意見がでましたので、それぞれ会派なり議員間同士で内容の向上に努めていただきたいというふうに思います。全協への報告ですが、まとまらないんですが、まとまったというふうなものだということではないんですが…。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 全協への報告は、この間研修をやってですね、基本的な部分というのは、ああいうことだということだからここまでやったからもうこれでいいってことはないと思うんで、一般質問なんで、議員間同士ですか、第三者の評価をする人を入れて、その一般質問は評価しないと。今後も引き続き会派を中心とした、いわゆる一般質問のやり方等ですね、継続して勉強していくというような形になったという報告でいいんじゃないでしょうか。

○委員長（高田保則） 事務局長、そういうような方向で、取りまとめをお願いしたいと思います。

○事務局長（岩澤正明） わかりました。

○委員長（高田保則） 次に、ナンバー11、議員の兼職兼業の基準の確認等について、前回の議運では、地方自治法、政治倫理条例議会運営マニュアル、議会事務局長事務局通知の整合性に関する課題等の説明があり、継続して制定後10年を経過した条例等の規定内容の検証をしていくこととしました。

本日は、条例の検証、マニュアル等の整合性点検のための個別事項の協議をしたいと思います。

局長。

○事務局長（岩澤正明） レジメの3ページをごらんください。中ほどの表になります。条例の検証やマニュアル等の整合性の点検のため、それを行っていくんですけども、そのためには、皆さんから5つの個別事項の協議をお願いしたいと思います。意見をお願いしたいと思います。そのための表となっております。私からこの5つの個別事項を一括説明いたしますので、その後委員長から一つずつ皆さんどのように考えているか、意見をいただければというふうに思っております。順番に説明をしたいと思います。まず請負の規制についてです。市との請負の規制です。規制の①。議員本人は市との請負契約することはできません。それは法律でいけないということになっております。議員が役員の法人。会社の役員になっているという場合なんですけど、その会社が市に対する請負額50%以上占めている場合については、法律では禁止されております。条例ではどうなっているかという、市と請負することについて、辞退をする、50%未満でも全てなんですけれども、辞退することを努力規定としております。議員が会社の役員となっている場合は、市との請負を辞退するということになっております。マニュアルについて、どういうふうに書いてあるかという、現状では収入に対する比率を問わず、請負する場合は、事務局と協議すること。場合により、全協で承諾を得るということになっております。努力規定だからなんですけど、請負することも想定しながら、事務局と協議、全協で承諾を得るということになっております。右側の見直し等の協議のポイントということで、皆さんからちょっと話し合うネタにしてもらおうと、どんなポイントかなということを書いておきましたが、法を超える規制は難しいことから、条例では禁止じゃなくて努力規定となっている。この努力規定のままでやむなしと、私自身は思うんですけど、皆さんはどうか。それとも、議員のなり手の確保をしなきゃいけないという観点から、こういう努力規定を削除するというのも案かなとは思んですけども、現行のままでいいか、この規制をなくしたほうがいいのか。禁止というのはちょっとできないと思いますので、努力規定のままかということ。次のもう一つのアスタリスクなんですけど、実効性を努力規定なので、その実効性を確保するためマニュアルでは請負がある場合の手続きを定めております。事務局と協議、全協で承諾を得るということで、議会の監視ができるようにということで、実行性を確保するため議会の監視というのがあると思ってますので、この内容でいいのかどうか、このままでいいんじゃないかとは思んですけど、このままでいいかどうか、というのを協議していただきたいと思います。次、請負規制の②、下の欄になります。議員の配偶者、個人なんですけども、その請負。それと議員配偶者が役員の法人については、特に市との請負に関して法律の規制はありません。ただし、今の条例においては辞退することを努力義務としております。非常に厳しい規程になっております。マニュアルについては、その関係する規定はないです。事務局と協議するとか、全協で承諾を得るとかそういうことは書いてありません。ただ事務局の通知中では、全て禁止と書いてあります。右側見てください。現行通り、議員本人、議員が役員の法人と同じレベルの規制が必要と考えますが、どうか。努力義務がそのまま必要と思うかどうか。それと二つ目、マニュアルに記載がないのは、先ほど協議だとか、承諾だとか、記載がないのは配偶者、また役員である会社が議員さんとは、別人格への配慮と思われませんが、このことについて請負があった場合、記載すべきと考えるかどうか、今まで通り、記載なしで条例の努力義務だけで足りるのかどうかということも協議していただければと思います。次のページになります。4ページになります。指定管理者の規制についてです。今、地方自治法、条例とも議員や議員の配偶者が役員である法人、指定管理者は法人が指定管理者になるということになっております。法、条例とも指定管理者になることを規制していません。ただ、うちの市議会の場合は、慣例ということでマニュアルに記載されていることは指定を受けないこと、受ける場合は役職から外れること、役員に就任して指定管理を受ける場合は事務局と協議すること、場合によっては全協で承諾を得ることとなっております。右側のアスタリスクを見てください。慣例ということで条例とマニュアルが不統一と言ったら悪いんですけど、条例では規制してないんですけど、マニュアル

で規制している。本当に禁止するなら条例化が必要ではないかなと思います。指定管理者の受け手がないという問題もあります。指定管理者については、三つパターンがあるのかなと思います。一つ目は条例化で、条例で禁止するという方法。二番目には現行どおり慣例によるマニュアルの規制。例外はあるんですけども、そういう現行通りのやり方。あと、全くマニュアルにも規制について書かない規制なしという方法があるかなと思います。これについても皆さんから検証していただきたいと思います。次、補助金の規制についてです。地方自治法、条例、マニュアルとも議員または議員の配偶者が役員になっている法人が補助金を受けることは禁止しておりません。右側になります。ポイントになります。法人等が補助金を受ける場合、議員の利益誘導はないか。現在のところですね、政治倫理条例の三条で政治倫理基準というものがありますので、その利益誘導というのは、余計なお世話だよという話になるかなと思いますが、誘導はないか。補助金を受ける団体に団体の役員就任届出制は必要かどうか。議員の利益誘導があるんじゃないかなというふうに思えば、なんらかの条例化が必要だと思いますので、その補助金を受けるような団体の役員になっている場合、なった場合は、届出制が必要かどうかと、いうのをちょっとポイントとして見ていただきたいと思います。最後の5番目になりますが、自治会長等の規制、町内会長、区長等の規制です。条例については、規制はありません。議会運営マニュアルでは、在職中は区長、町内会長は引き受けないようにするのが、例である。なお、やむを得ない事情により引き受ける場合は、全員協議会において承諾を得るものとする、としております。これ規制というか、申し合わせなのかもしれませんが、マニュアルではそのようになっております。条例では規制ありません。指定管理者の指定、補助金の交付等もあり、ただ単純にですね、届出制にしていて議会、承諾とかそういうものなしで、条例に届け出制にして、そんな役職を受けた時は、届出制にするというのも、手ではないかなということで、そのように記載しました。5項目ありますが、皆さんの方で順次協議していただいて、そのような結論の中でマニュアルなり、条例の改正の案を作成していきたいというふうに思っております。説明は以上です。

○委員長（高田保則） ただいま、5項目について説明がありましたが、1項目ずつ協議をしたいと思います。まず、請負の規制①については、今事務局長から説明ありましたが、どんなような方向でいったらいいか、意見をお伺いしたいと思います。まあ、50%以上となるとこれはもう完全にアウトですけども、それが49.9%がいいのかということ、まあ50%近くなるとね、そういう意見ありますので、その辺の50%未満のものをどうするかということだと思っております。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） これはね、ここに書いてあるけど実質的には努力義務くらいの話なんだよね。50%を超える請負になってるかどうかの検証の仕方がないわけさ。契約書出せとかさ、決算書出せとかっていうわけでもないでしょ。そうすると、まあ議員の政治倫理に対する条例だったりしてるから、ここでこうやって書いて、この程度じゃないかなと思うんだよね。逆に言うと、その上のほうと下のほうは、比率を問わずって書いてあるけど、まあそういうふうに書いておいて、実際には言い方悪いけど抜け穴やなんかはあると思いますよ。だけど、ここの姿勢としてはこうなんですよという姿勢を示すという点では、今のままでいいんじゃないかなと思いますけど。

○委員長（高田保則） 今、渡辺委員から現状でいいのではないということの御意見ありました。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 先ほどの議員の厚生年金の話もそうですけど、まあ本当にこう昔と違って非常に今はね、いわゆるそういった情報というかすぐ流れやすいんで、当然50%以上であればね、自治法でも完全に禁止されてるんで、これはもうNG。先ほどの検証の話もありますが、非常にこれはもう自治法でだめだって言ってるのに妙高市がいいと言うわけないんですけど、だんだん当然市にくると厳しくなって、今は50%以下でも要は出してくれとい

う形で、それでその事務局と協議するっていうような形じゃないですか。ですので、私的にはですね、あんまり妙高市独自の厳しいやつはいいのかなという、少なくとも自治法といわゆる妙高市の倫理条例ぐらいに右ならえで、あとそのマニュアルですとかその辺は、そんなにそれ以上厳しくしないでいいのかなというふうな思いはあります。

○委員長（高田保則） 今、当初説明ありました条例とマニュアルがちょっとフィッティングしてないっていう感もあるので、まあ努力規定を残してマニュアルのほうは削除ということも、そのほうがすっきりしていいなかというふうには思うんですが、あくまでも議員本人の常識に訴えるということで…。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） ちょっとオフトークでいいですか。

○委員長（高田保則） 暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

○事務局長（岩澤正明） 妙高市の役員になっている場合、努力規定なんです。で、実効性が本当はどうかかな。

努力規定なんで本当にやらせたいと思って、だめだよと思ってやっているのか、姿勢で努力規定なんでその人が努力すれば良くて、議会運営マニュアルでこういうふう書いてあるんで、届け出さえすればオーケーにさせるのか、本当にちょっと厳しいんだ、だめなんだと、でも自治法上、会社が50%を超える場合は50%未満の場合は一応法では認めてるんで、それを超える条例はつくれないから努力義務にしてんのか、その私もちょっとわからないですけども、わからないんですわ。何が問題じゃないですけど、補選でね、出るって言ってた小梅屋さんの人は、いいですかね、こんな話しちゃって、NPOの役員ということで諏訪町のところに出てますよね。あの介護予防のやつやってんです。あれ市の請負ほとんどというか半数以上か、ちょっと50%未満かはわからないんですけどあるんで、例えば50%以上だったらもう全然だめ、自治法でだめなんでなれないんですけど、40%とかだったら一応立候補して議員になった時も努力義務だからやるんだよというのか、それおまんだめだよと、最初から努力規定なんだから役員になっちゃだめだよっていう姿勢なのか、その辺がちょっとわからないところで、あと土建屋さんの社長さんなり役員の人が市との請負20%、30%、10%あった時に、それが最初からあるんだけど努力義務あるけどやっぱり議員になるし、立候補する時にマニュアルではこうなってるから、努力義務だけマニュアルで全協で承諾受けければいいよというふうな態度でいるのか、その辺がちょっとわからないなど。ちょっと変な言い方ですけど。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 堀川委員と若干条例の考え違うんだけどさ、俺が言いたいのは、今事務局長も言ったけど、自治法で禁止されてたって、検証の方法は非常に曖昧なんさ。例えば株式会社が決算書出したらオーバーしそうだとか、そんな時例えば分母を大きくするわけでしょ。同じ会社の中で仕事している子会社から請け負ったことにしたりなんかしたりすれば、そんなん解消しちゃうわけだよ。そういう点では、このマニュアルで書いてあることによって少しでも姿勢を示せるかなと思ってるだけの話であって、自治法だってじゃあ違反したらどうなるんだって話。免職なんか、立候補できないのか、いろいろあるわね。そこら辺が曖昧など、懸賞の仕方は曖昧。任期終わっちゃってからわかった場合は、議員報酬返すのかとか複雑な問題もあるんだけど、どうなんですかね。

○事務局長（岩澤正明） 在職中の場合は議会で認めれば免職ですね。議会で調べて、議会の決定であなたは兼業基準に該当しますんで、免職ですという決定すれば免職になります。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（高田保則） 今のその兼職の仕方だけでも、例えば今一番補助金というか、いろんな公的な資金が入る介護施設だとか、それが一番やっぱり問題だよ。だいたい介護福祉施設ってのは相当公的資金が入るよね。どういう形にしる。その辺がどうやって検証ができるかっていうこと。

○事務局長（岩澤正明） 介護施設は、保険給付とかであるので、委託契約じゃないと、請負契約でないと思うんで特別に委託契約した介護予防だとかそういうのであるかもしれないですけど、5割はいかないんじゃないかと思いませんけどね。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 後のほうで話しようかとおもったんですが、今営利を目的としない団体ですね、NPOとか、或いは福祉法人、私も社会福祉法人の妙高縁、理事やってます。こういう形になるときに、湯楽里館、あれは指定管理者ですからその組合長もやめましたし、グリーンツーリズム推進協議会の会長も辞めましたし、全部相談してですね、それは社会福祉法人はいいですよと、あれは請負ではないし介護保険制度の中でやってる動きだから、営利を目的とするという形ではないというようなことですね、そういったことをトータルで考えるとですね、これから次の指定管理者だとか補助金なんかもですね、いろんな場面で地域の中での活動やってく上ではですね、あまりにも制約をあれもだめ、これもだめっていう話になるとですね、なかなか議員活動にも支障が出てくると私は思います。ですから法律を厳格に守るということを努力規定で定めるぐらいで、私は上乗せするという必要はないんじゃないのかなという気はします。

○委員長（高田保則） 指定管理者とか補助金のやつについては、総務省の見解も出てますよね。そういうものについては、問題ないということで見解出てますんでね、補助金も指定管理者も議会の議決であれなるものですから、それ以上のものはないんだっていうことで、総務省ではなんかそんな見解ですね。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 今の話からすると請負の規制の①については努力義務で、法律を超える部分については努力義務でマニュアルどおり努力義務されているかどうかというチェックできるという観点から事務局と相談したり、場合によっては、全協の承諾を得るということで今の話ではいいんでないかなというように整理させていただきたいと思いますし、あとは請負の規制の②については、議員の配偶者が役員となっている場合についてですが、その辺はいかがかまた審議していただければと思います。

再開 午前11時24分

○委員長（高田保則） 休憩を解いて会議を続けます。今局長から説明、方向性ということで提案がありましたがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 請負の①、②については局長の提案どおりということで、まとめさせていただきたいと思います。次に指定管理者について協議願いたいと思います。

指定管理者については、私先ほどちょっと申しましたが総務省の見解では、全然問題なしという見解でございます。ただうちのほうの場合は、このマニュアルですかね、マニュアルに役職から外れるという規定があるので、これをどうするかということですね。実際私も今小嶋委員言いましたが、私もそういうことで指定管理者を外れた経過があります。でも最近では総務省ではそれは問題ないんだと、それはあくまでも議会議決でやってるという前提だということですので、その辺をどうするかということです。御意見伺いたいと思います。

まあ、実際、私指定管理者やりましたが、望んだ以上の予算絶対来ないです。これはもう。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 今、条例とマニュアルが一致してないのが問題ということで、結局このいわゆる条例っていうんですかね、ここのマニュアルと同じってことであれば、いってことになれば、条例にも載せるっていうような形ってことなんですよね。結局ね。

○委員長（高田保則） 局長。

○事務局長（岩澤正明） はい。3つのパターンがあると先ほど申しましたが、マニュアルでは受けないということになってるんで、それを厳格にすれば条例化が必要かと思います。今、なおマニュアルは慣例ということですので、慣例的に指定管理の役員にならないということであれば、慣例としてそのままでもいいかなと思います。厳格にするなら条例、マニュアルとしての慣例で外れる。例外的には承諾を得るということになってるんで、これもなんか優しいマニュアルかなあとは思いますが、辞めなくても実際に承諾得ればいいというふうにも取れるんですけども、まあ慣例として残すなら慣例、全然そんな指定管理者のですね、規制必要ないよということであればマニュアルから削除すればいいのかなというふうに思います。3つのうち一つを選ぶ形になるかと思います。

○委員長（高田保則） 実際の先ほど言いましたけどもね、うちが予算出しても同じ予算は絶対来ないです。それ以上のことはもちろんないです。大体減額されて来るんで、まあ例えば議員だから口添えということは、ほとんど不可能ですね、現実問題としては。そういうことになれば、私は一つの方法としてね、全ての役職もそうですけどもやっぱり届出制ということが一つの方法かなということも考えられると思うんですよ。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 委員長が届出制とあったけど、これつくった時は真剣に皆さん論議したんだよね。だけど何年も経っちゃうとさ、本当に届け出るとか承認を得ているかとか、これに反するものはないかって言えば、わからん。事務局も洗い出ししてみようないんだよ。町内会長や区長はさ、名簿に出てくるからわかるわね。ほかとこはね。それでそんなに委員長、NPOや指定管理者やってたとしたって、その地位を利用するような効果はないですよという話なんだ。実際はないと思うんだそれだよ。それより問題なのはさ、4年前も言ったけど市長の政治倫理条例のほうが問題なんだよ。例えば今、昔の話だけどサティのとこ和田開発やったでしょ。その責任者は市長なんだよ。そして、今の道の駅だって、市長なんだよ。民法では相互契約って禁止されてんだよ。そんだから、専務と市長が協定結んではんこ押ししたりさ。そして向こうは、駅長だかなんかが押ししたり、平役員だね。そうするとああいうのを見てると、ここでは請負、配偶者なんかだめだと言ってるんだ。市長が頭になっていて、その下にどのくらいの権限が定款で決まってるかどうか知らんけど、専務や道の駅長は配偶者、失礼だけど以下だと思うんだよ。そういう人と結んでる。そういうほうが問題だと思うんです。そういう点では、議会のものは、この条例をつくらうとする経緯の問題もあって、かなり厳しいんだよね。しゃばより。そこら辺も理解して今度弛めていくんだってことになれば、妙高市は弛めましたっていつてニュースになるかもしれないけど、そういう点では現状のをどう担保していくか考えて、当面運用していったほうが良いような気がするんですけどね。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 確かに、これつくった時にはね大変な努力、また事件もありましたし、そういったことを踏まえればですね、マニュアルに載ってるのも妥当かなというふうに思います。ただ、今の現状を見ますとですね、やっぱり役員のなり手がいないとかですね、もう本当に地域の中大変なんですよね。ですから、あまりにもあれもだめ、これ先ほど申し上げましたけども、そういう形にならないようにですね、別に指定管理者役員になったからせて、報酬もらってられてはないですし、全くの手弁当でやってるわけですね。さっきのあのNPO法人だって多分そうだろうというふうに思います。利益誘導というのはですね、それは議員のまさに心の中の部分もありますので、私は規定としてはですね、規定をあまりにも細かくつくるのはどうかというふうに思います。まあ現状できちっと皆さんにこういう趣旨なんだと、こういう経緯でつくったんだということを再度皆さんで確認し合うということですね、このままでいいんじゃないかなと思っています。



○委員長（高田保則） 小嶋委員から現状どおりと、ただ議員個人はその辺の趣旨をきっちり踏まえて行うということで、それが前提で現行どおりということですがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） よろしいでしょうか。各議員は、趣旨を十分斟酌した上で行うことで現状どおりということで、現状どおりということは、これは事務局に届け出をして全協の承諾をえるということでもよろしいでしょうかね。事務局長。

○事務局長（岩澤正明） ちょっと、私さっきの説明と異なるような言い方するかもしれませんが、事務局と協議、全協で承諾を得るとするのは、役員に就任して指定管理者を受ける場合――。

先ほどの説明のとおりですね、役職に就任して指定管理者を受ける場合は例外としてですが、議会事務局と協議すること。なお場合によっては全員協議会によって承諾を得るものとするということで例外になります。マニュアルでは1、2、3ということで一番としては、議員は役職にある場合、市の指定管理者の指定を受けないこと。2番目として上記役員に就任して指定管理を受ける場合は、役職から外れること、指定後、就任しないこと。3番目としてですね、その他上記役職に就任して指定管理者の指定を受ける場合は議会事務局と協議すること。なお、場合によっては全員協議会において承諾を得るものとするということで、3番目としては、ちょっと例外の規定ということで、どうしても仕方ない場合のことが書いてあるのかなというふうに思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今、委員長の判断でこのままでって話で、私もこのままでいいと思うんだけど、さっき例で上げられたのすると、「議員は」ってのわかるんだ。議員の条例だからね。それでマニュアルだからわかるんだけど。議員になろうとする人が事務局に相談したらどうなんだって話も出てくるわけ。それは当選すればその日からこれに適用するし、当選するかしないかわからんだから、それまではいいわねと言っておくのか、事務局も切ないと思うんだよな。基準がねえんだからさ。それを事務局に任せておいていいのか、なんか邪魔してるように思われても具合悪いし。事務局長大丈夫ですか。対応できますか、このとおり。

○委員長（高田保則） その、選管ていうのは、そういう基準だとか全然関係なく…。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） このとおり、マニュアルにはこうなってますという説明しかないと思います。努力義務の部分は特にそうなるかと思うんですよね。さっきの、余談の話でこれはちょっとカットしますが、選挙の説明会の時にこの話、例えばマニュアルの話をどういうふうに持ってたらいいいのかなあなんてのは、ちょっとどうしたらいいのかなとは自分では思っています。

○渡辺委員（渡辺幹衛） でもそんなのあるんなら、おら出なかつたって人だっているかもしれない。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 私もね、選管やってたんですが、兼業禁止は話しますよね。そこまでですわ。このマニュアルの話はしません。当然ですけど。

○委員長（高田保則） 一応、文章的には現状どおりということでよろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） そういうことで指定管理者の規制については、一応現状どおりということでいきたいと思いません。

○委員長（高田保則） それから補助金の規制、補助金団体の規制ですが、これはどのような御意見でしょうか。これ

も先日の総務省通達では議員の身分には問題なしということで通達が出ているようでございます。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） ちょっと先ほどの説明の繰り返しとなりますが、自分が役員になっている会社が補助金を受ける場合にですね、利益誘導があってはいけないといったり、その議員さんちょっともらいすぎ、市に働きかけてもらいすぎみたいだ、みたいなこと言われぬように届出、条例化するなら届出があるのかなということで提案しただけでありまして、あのそこまで必要ないんじゃないのと、議会の予算の中で決算の中でチェックできると、そもそも関係ないし関係ないものでもありますし、決算でも確認もできるよということであればそれはそれでいいのかなと思います。

○小嶋委員（小嶋正彰） 法人等となっていますけど、等の範囲について何か規定はありますか。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 法人等の等については、地域の自治会とかですかね法人登録とかされてないような会社その他、地域の自治会そのようなもので等を付けました。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） これも実態ではさ、今年も非常に雨がなかったから個人だったり法人だったりして、農林課の補助金得てポンプ買ったりあるよね。個人でもあると思うんで、議員個人でもあってもいい。それは別にどおってことはない。議員だから5万円のポンプ10万円にした、そんな書類はつくらない。それを疑ってかかれば、政府は改ざんなんていくらでもしている。少なくとも当市においてはあいゆうことはない。それはそれで、実態としてはそんなとこじゃないかな、利益誘導してみようもないとこそれは団体にもいえるし、個人にも言えるしここまでの規制は必要ない。

○委員長（高田保則） これは総体的というか、たぶんここまで規制は必要ではないことでもいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） この補助金の規制については、規制はしないということでお願いします。

次に自治会長等の就任の問題ですが、これはどういうふうな御意見でしょうか。渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） これもこのままでいいと思うんです。というのは細く突いてくとね、問題ばっか出てきちゃうんだね。俺も職員だった時の消防分団の役員もしていたんだけど、その報酬はどういう扱いになるのかとか、指揮命令系統は公務員法と矛盾しないとかさ、そういう点ではさんざんもめたことある。そうかといってあの消防で縛られておきながら、お前だけ報酬は無しだよってわけにいかんだろうと。これも細かいことをいうと、自治会長報酬は無報酬かという一般的なそんなことない。大きなとこでいえば数十万円もらってると思う。これを税務署に申告しているかというところも不思議なところがあるんじゃないか。

そこは、余計にさわると、問題のほうが大きくなって、今こういうふうに動いているのならそれはそれでいいんじゃないかと思います。

○委員長（高田保則） 今、渡辺委員からそういう意見出ましたが、事務局の提案で、届出制にしたらどうかという提案もあります。指定管理者の法人等の収入もそうですけれども全般的に今事務局で把握するってことは、市の役員就任ぐらいしか把握することができないんですけども、その他の者については事務局ではほとんど把握できてないということで、私はいろいろな問題を含んだ中での就任ということもありますので、どこまで届出するかですが、ちょっとこれから協議ですけれども、やはりある程度やっぱり議員の身分として届出制でこういうところに就任したものは事務局に提出したほうがいいんじゃないかなというふうに私個人としては思うんですけども。

そうすると、今事務局でこれは俗にセーフだったかアウトだってコメントはできると思うんですけど、今のところはそれができないし、もし何かあった場合は議会はどうなっているのかということにもなりかねないんで、ある程度どこまでは別として、役職の就任届は事務局へ提出する方向にしたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 繰り返しになりますけど、例えば届出制にする。報酬はあるかなしか、丸を付ける。あり。年額いくら位か。そうするといくらとか書く。そうすると表になっちゃう。公文書として。例えば、税務署が議員が他の職業を持って報酬を得ているものがないか一覧表を出してくださいと言えば断れなくなっちゃう。そこら辺もあって、なあなあで地域が成り立っている部分もある。そこら辺。昔の話だけど、生産組合に半日でた、3000円報酬があった。税の申告に行ったら、それ落ちてますねと言って書かされたことがある。そこら辺どこで線を引くか。そこら辺も含めて審議していただきたい。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○局長（岩澤正明） マニュアルではその引き受けないようにするのが例である。引き受けた場合は全協において承諾を得る。原則引き受けさせない。引き受けないと、引き受けちゃいけないよ。引き受ける場合は全協で承諾を得るということになっているんで、原則なっちゃいけないものだと思うんですけど、なんでそんなふうに規制をするのかなあなんて思ったりは私はするんですけどもね。何のために規制するのか、別に規制なしでもいいんじゃないかなと思います。何らかの問題あれば届出制にしてなりましたよと、お金だけじゃなくてそういうふうな地位になりましたというのを議員さん方が知ってれば、その程度で済むんじゃないかなというふうに思ったのでちょっとこう書いた次第です。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 私もね、なんでここまであるのかなっていうのが疑問があります。昔いろいろ何かあってこういう形でマニュアルに載せましようとなったんですけど、その辺の経緯を教えていただければありがたいんですけど。

○委員長（高田保則） よく分かりません。多分、区長というのは…。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 口添えだわね。議員の口添えをやめさせようというのがあったもんだから、議員の口添え、その頭に立って市へ要望に来たとか、補助金を得るとかっていうのは問題じゃないかと、だけど吉住さんの時につくったから、吉住さんも意見を行った。15軒くらいしかないから一年半くらいに一度は必ず回ってくると、それをあの議員はこうやってあるからできないんですって言うて逃げたように思えて切ない。そうゆう点じゃどうするか。承認を得ればいいんじゃないか。霜鳥君もそうだけど、そうゆうとことがある。吉住さんと霜鳥君が同じかどうかはわからない。母体が違うから、それでいいのかどうか。とりあえず実例としてはある。

○委員長（高田保則） 今の口添えの問題。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 口添え、地域の要望ですね、議員も一緒になってお願いしたいというようなことで、私もしょっちゅう来てますけども、そういうことをまずいっていうことでしょ。そうですよね。それは議員活動ですよ。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） それは、口添えではない。付いてきただけ。前の流れからしてみると、俺も気遣ってんだけど、要望書を出したとき、紹介議員だとか顧問だとか俺の名前書いてハンコを押すのがいいかどうかって、今そん

なの抜けている。会長の名前か区長の名前くらいしか出てないんだけど、付いてきてるだけの話さ、そこら辺では  
聞きたいな話だけど、付いてきたから要望が通るってわけでもないし。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 地域の中で役員の手のない今の現状の中であって、果たしてそこまで規制する必要はある  
んだろうかっていう素朴な疑問です。

○委員長（高田保則） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） これ小嶋さんに申し訳ないんだけど、小嶋さん農林課長をやられたでしょ。やっぱり陳  
情でそのような人が来たんだから、小嶋さんが一番わかっていると思うし、ぜひ小嶋さんに聞いてみたい。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 補助金は規定で決まっているわけでそれから外れることはできませんし、当然、便宜供与  
だとかになれば、議会とかでこれどうなっているのかということで、質問されますので、それは厳に公平公正の趣  
旨にしてやらなきゃいけないのは当然の話ですので、私がそれがあつたからどうこうということではないのかなと。  
私が陳情とかに付いてくるのは、やっぱり地域の実情をよくわかって欲しい。なかなか1年2年で交代していく区  
長さんとか、そういう方ではわからない部分もあるんですよ。説明のテクニックもあります。それはあります  
ね。この説明うまい議員さんだなどともありました。そういう部分で手助けをしているというのが今の現状  
ですけれども、その中で役員として入ることについて、より良い形になる場合も地域の中ではあるわけですから、  
そこらの所までどこまでなのかなという疑問です。

○委員（高田保則） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 今の小嶋さんの経験上のことからいうと、やはり別にそういうのになつたからといって、別  
に付度あるわけでもない。やっぱり公平にやっていると。確かにそういう議員が行くことによって説明ができない  
部分がうまく説明できるって言うような話もあるということだった。だとすると、その程度だったら私はこのまま  
継続で全然いいんじゃないかなと私は思いますけどね。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 小嶋さんが宮澤さんに質問されれば私はそう答えるのは当然だと思うんです。だけど実態は  
どうかというと、そんな甘いもんじゃないよ。この時はつくった背景には市の職員に公文書まで偽造させてやった  
という流れがあつたもんだから、それがどンドン土地改良区も含めてその書類が一人歩きして通っちゃつたという問  
題があつて、後で問題になってから初めてわかつたみたいな。それ点は実際にあるんだ。今の地域要望だつて、地  
域でのチェックの時だけ一緒にあれするだけで、要望書を別に名前を書いてなんかしてないけど、例えば課長の対  
応が毎回毎回出ていると、去年も今年もダメだつたけど、少し金余ればあそこ面倒などだからつけてやるかと、  
実際の話はなっていると思うんだ。そこには市の行政としては私は住民サービスに力入れてるんだからいいこと  
でもあると思うんだけど、当初予算にしたけど余っちゃうことがある。例えば生コンの支給なんてその状況によつて  
は余っちゃう。使えないこともある。そうするとおまんだの所で来年出たんだけどどうだねって声をかけて  
もらえるかどうかというのは、力もあると思うんだよ。そうゆう点ではこの項目はそのままでいいんじゃないかなと  
思います。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 私も今話を聞いてながらですね、例えば町内会長になって要望して正當にやつただけど  
補助金もらえたけど、あそこの町内は議員さんが町内会長になつてるからあのお金もらったとか、いろんな変なこ  
とを言われないようにするためには、まあそういう役職を避けて、サイドからですねちょっとお助けするぐらいが

議員さんはいいのかな、あんまり先頭に立つと、議員さんがいるからあの町内は補助金をもらえたとかよくしてもらおう道路よくしてもらってとかそういうふうに言われないうにですね、するのものはちょっと手なのかなと思っ  
たんで、今ちょっとマニュアルはこのままでいいのかなというちょっと今思いました。

○高田委員（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） はい私もそう思います。あのですからなぜこうなのかという部分をですね、あのさかのぼってですね、きちっと議員の皆さん共通の認識を持てるようなそういう形ですね機会設けていただきたいと、でこのままだいいんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（高田保則） 御意見としては、文章的には現状のとおりと。中身については議員個人の意識の問題があるということで再度その辺の確認をもうこれから取るということで、文章的には現状通りということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） はい、じゃそういうことでお願いしたいと思います。

○委員長（高田保則） 次に、②平成 29 年度検討項目について、ナンバー13、ICTの環境整備について別添の1の4、1の5、1の6でございますが、この件についてどのような取り扱いにしていきたいと思います。

堀川係長。

○係長（堀川誠） 私のほうでちょっと説明をさせていただきます。前回このナンバー13、妙高クラブさんから出てきましたICTの関係なんです、こちらについては専門的な検討になることから妙高クラブさんのほうから詳細な内容を詰め、再度議運に提示するということとなっております。それで再度妙高クラブさんから提案がありましたので、その内容を（ア）矢印の下の方に書いてあります。次のページ議運資料1の5をごらんいただきたいと思  
います。こちらが妙高クラブさんから再提出のあったものでございます。

1番目としましてICT機器の使用に対するルール化がございます。議会中の使用についてルールを設ける、2番目としまして市役所5階に制限付きWi-fiの設置ということで、Wi-fi設置して議会運営等の高度化を図るというものでございます。次に3番目として議員全員に貸与によるタブレット導入ということで妙高クラブさんから再提案があったものでございます。

そこで1の6の資料をごらんいただきたいと思  
います。これについては議会事務局で作成したもので、タブレット端末導入に向けた検討ということで、もしタブレット端末を導入する場合にはこんなことが考えられるのではないかと作成した資料でございます。簡単に説明をさせていただきますと、目的といたしましては、議会改革の一環として、ICTを有効に活用しながら議会運営を行うため、タブレット等の情報端末の導入に必要な事項を検討するという  
ことで、以下導入することで期待される効果であったり、導入することで考えられる検討項目等が書いてございます。

4番目タブレット端末の種類といたしましては、大きく種類といたしまして2つの方法がございます。それぞれメリット、デメリットがございますので、次のページをごらんいただきたいと思  
います。2つの方法といたしましてWi-fiモデル、あとセルラーモデルといい言われるものがござ  
います。Wi-fiモデルにつきましては、Wi-fiを使ってデータのやり取りをするんですが、Wi-fiのない環境では内部に保存したデータのみ扱えるものでござ  
いまして、セルラーモデルは、Wi-fiプラス電話回線、携帯の端末の回線を使って、それによってどこでも携帯電話の繋がる所であつたらインターネットに接続するという  
ことで行えるモデルであります。デメリットとしては、携帯電話会社等の費用が発生するというのがござ  
います。

5番目はタブレット端末の選定ということで書いてございますが、議会事務局の案といたしましては、どこでも環境に関係なく使用できるセルラーモデルが良いのではないかと  
いうものでございます。

6番目、通信事業者の選定といたしましては、市内のどこでも使えるとなると、大手3社の通信網を使った機種になるのではないかとということと、タブレットの機種については画面の大きさであったり、バッテリーの持ちであったり、データ領域の量等を考慮して検討が必要となってくるのではないかと思います。以下書いてはございますが、11番目をごらんいただきたいと思います。今後の課題ですが、現状であると、映像や文書等をダウンロードすることはそんなに機会が少ないのではないかとということもございます。あと、もう一つはタブレット端末導入している市町村の7割がWi-Fi環境をまだ整備していないことから、当面は、携帯電波を使った運用が可能ではないかということで、Wi-Fi環境の整備については今後の運用を見て検討を進めていけばいいのではないかと内容になっております。

あと、書いてあるんですが、最後のページごらん頂きたいと思いますが、タブレット端末等の導入した場合の費用の検討をしたものでございます。一番上が端末に関する初期導入費用とランニング的なものを購入した場合、レンタルした場合ということで検討しております。二つ目の段ですがグループウェアと言われるもの。電子スケジュールであったり、掲示板であったり、メールのやり取りというのが必要になってきますので、グループウェアソフトは必要ではないかということでそちらの費用的なもの。あと文書共有システムと呼ばれるものは、紙資料を全て電子化してタブレット中に入れて使用するときに使うシステムなんですが、そちらの導入費用ということで検討してございます。一番最後が議場にWi-Fiを整備した場合の工事費と月々の費用ということで、あの一応試算したものでございます。こちらのほうをごらんいただいて、議会としてどこら辺まで進めていくかということで御意見をいただければと思います。以上でございます。

○委員長（高田保則） ただいま、事務局から説明がありました。どの辺まで実施していくか。その前に実施するかしないか。するとしたらどこまでやるか、というような検討だと思うんですが、いかがでしょう。

3年前ですかね、議運で飯能市、タブレットの研修に議会運営委員会で行ったんですけど、あの時の感触としては、議会だけやってもほとんど効果ないと。やっぱり当局側と一緒にって共通認識でやったほうが議会改革としてはいいんじゃないかという私は印象を受けてきたんですけども。当局側と飯能市は課長まででしたかね。課長以上はみんな共通のデータを入れたもの持っていて。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 飯能市の話が出たんだけど、ここにも書いてあるけど、ペーパーレスで節約できる導入の時は費用を比較するけど実際はそんなことありません。かえって紙は増えましたというのが飯能市の実情だった。だからそのようなことは書かないほうが良いですよと言われた。

○委員長（高田保則） 渡辺委員から出ましたけども、確かに飯能市の説明でした。その辺を果たして、それが議会改革という名目でいいのか、経費節減という名目のほうでいいのか、それがちょっと考える検討する余地が非常にあると思うんです。ペーパーレスとはなかなか、現状の社会ではなかなか難しいということも考えられますので、その辺いかがですかね。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 導入される効果が2番に書いてありますが、①から⑤。情報をいかに得るかというのが我々の議員としての使命でもありますし、それをどう生かすかということですので、ペーパーレスにしたって紙代節約したってどってことないし、それは市役所の事務処理OA化とかですね、そういう時には効果があるんでしょうけども、我々はその事務してるわけじゃないんで、情報を得たい確実に情報を得る、情報を加工する、情報伝えるこれが使命ですのでそうゆう面ではペーパーレスは全然関係ないと思います。そうはならないというふうに思いますし、その視点で見ればですね、情報をいかに迅速に正確に、もらう、発信する、整理する。そこら辺のところを考

えればですね、ルールを整備して個々のパソコン持ち込みでも目的が達成されるんですよ。だからコストがどうのこうのっていうよりも基本的な考え方のところが一番重要ではないのか、そういう気がするんですけども。その上で何百万掛る。議論ではなくて、どうしたら情報を使えるようになるか。そこを考えるべきじゃないかと私は思っています。

○委員長（高田保則） ほかにございませんか。今、言った情報をどうするかということになると、私個人としては情報は別に議場で情報をつかむ必要はない。事前に掴めばいいわけであってと思うわけですが、議場でタブレットを使って情報を掴むこともいいことであるんですが、そこまで会議中に必要かどうかということも考えていくということになると思う。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今話し聞いている、入口のところはまだ問題あるんだね。かなり詰めなければならぬ問題がある。そういう点では改めて会議を開いていただきたいと思います。

○委員長（高田保則） これは継続ということによろしいでしょうね。なかなか難しい問題で、このタブレットについての問題については継続審議ということにしたいと思います。

---

#### 4) その他

○委員長（高田保則） 次に4)、その他について事務局長一括でお願いします。

事務局長。

○局長（岩澤正明） 最後4ページの4) その他、になります。各常任会における先進調査の日程についてですが、各委員会が調査項目、日程を協議するのは常任委員会の日になります。そして最終的には最終日に閉会中の継続審査ということで諮られることになっておりますけれども、8月31日までに日程等を協議して事務局に報告いただければ全協の時に報告したいと思っておりますので、事務局と協議の上、委員長さんをお願いしたいと思います。

②今後予定されている会議との日程については、その掲載の通りですので、説明は省略させていただきたいと思います。

③西日本の豪雨に対する義援金ですが、メールさせていただきましたが一人1万円ということで全国市議会議長会に8月17日に送金致しました。金額については一人1万円ということで熊本地震と同額ということで会派代表者会議で話し合った結果、議長が決定したということになっておりますのでよろしくをお願いします。

④フェイスブックによる市議会の情報発信の開始についてです。新たな取り組みになります。今までは開かれた議会ということでインターネット中継、録画、映像の公開等してきてきましたが、ホームページに見に来てもらうということで比較的受け身な対応でしたが、今度情報発信について積極的に行っていきたいということを考えております。フェイスブックというものを活用しまして運用開始していきたいと思っております。妙高市議会が運用主体となりまして管理者は市議会議長。投稿者は議会事務局職員。投稿する内容は定例会、委員会の各種会議の日程、一般質問の通告用紙、各会議の映像配信の情報、閉会中の委員会の活動を想定しております。なお、投稿だけということで閲覧者がコメントを返信する機能等がありますが、情報発信を行うものとして、コメントへの返信は行わないということにしたいと思っております。運用の開始は今回の議運で認めていただければ、全協に話しまして、その後運用開始したいと思っております。④だけ少し協議していただければと思います。

○委員長（高田保則） 今、その他①から④まで説明ありましたが、ちょっといいですか。この信濃町との懇談会当初10月の19日っていう話じゃなかった。事務局長

○局長（岩澤正明） 記載間違いです。10月19日金曜日です。

○委員長（高田保則） 19日、金曜日ですよね。相手もいいんですね。4時半まで。

それから フェイスブックで、市議会情報を発信するということですけども、あの具体的にちょっとお話ししたんですが、コメントを受け付けるかどうか、それに対して返信をするかどうかって問題はちょっとあると思うんで、その場合はしないということなんですよ。コメントは受け付けしないということによろしいか。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 入力はされるということですが、こちらからの返信はしないということで。

○委員長（高田保則） 一切こちらかの返信はしないということで行うということですので、その他よろしいでしょうかね。

---

○委員長（高田保則） 以上で本日の議題は協議事項は全て終了しました。ちょっと時間が過ぎましたが議会活動に専念していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。これをもちまして議会運営委員会を閉会させていただきます。

閉会 午後0時10分